【食品・飲料の放射性物質検査の手引き（申請者用)】

H29.1.23改正

市では、市民の食の安全、安心の確保のため、消費者庁（国民生活センター）から測定機器の貸与を受け、持ち込みによる食品、飲料の放射性物質検査を開始します。

≪検査費用≫　無料

≪対象者≫　印西市民（個人）

≪対象品目≫　印西市民が消費する食品及び飲料（自家栽培野菜、井戸水など。以下「検体」という)。
※販売目的の検査ではありません。
※飲料水、乳及び乳製品、乳児用食品は、貸与機器によるスクリーニング法の対象外ですが、一般食品と同様に検査します。ただし、検査結果は参考値であることをご了承の上、申請してください。
※食品の安全・安心という消費者庁の機器貸与目的のため、土壌などは対象外となります。

≪予約受付≫　印西市役所　経済政策課　経済政策班　０４７６－３３－４４８３（直通）
月曜～金曜日・午前９時００分～午後５時（祝・休日、年末年始除く)。
電話での完全予約制（予約なしの持ち込みはできません)。
※予約した検査が終了するまで次回の予約はできません。

≪申請書≫　予約後、申請書に必要事項を記入し、検体とともに受付に提出。
申請書は、市ホームページからダウンロードもできます。

≪検体受付≫　印西市役所　経済政策課（印西市大森２３６４－２）
月曜～金曜日の午前８時３０分～正午（祝・休日、年末年始除く)。

≪検査日≫　検体受付日の午後
(検体の相互汚染防止の観点から、当日の午後に検査を実施します)。

≪結果通知≫　検査日の翌開庁日以降（金曜日検査の場合は翌月曜日となります)。
印西市役所経済政策課で直接受け取りか、郵送を希望される場合は数日かかります。なお、消費者庁からの要請により、検査結果の概要は、市ホームページで個人情報を除いて公開させていただきます。

（裏面の重要事項（持ち込む検体について）も必ずお読みください）

≪ **重　要** ：**持ち込む検体について**≫

★検査は５００ｍｌまたは１リットル(飲料は１リットル)の検査容器に詰め込んで行います。

★より正確な検査とするためには、５００ｇ（飲料は１リットル）以上（少し多めに）必要となります。

★食べる部分のみ（野菜類は根、皮などを除く。魚は頭部・ヒレ・内臓を除く）を検査しますので、食べる部分が５００ｇ（飲料は１リットル）以上になるようご用意ください。

★野菜類は、よく洗い、泥や土を完全に落としてください。

★食品は、みじん切りやつぶすなど、細断加工した状態でビニール袋等に入れてください。

※細断されていない状態や、土などが付いた状態で持ち込まれた場合、検査を受けることができません。

★冷凍食品（生肉・刺身など）は、解凍して冷蔵庫で保管後、他の食品と同じく、みじん切りやつぶすなど、細断加工した状態でビニール袋に入れて持参してください。

★飲料は、よく洗浄したペットボトル等の容器に入れて持参してください。

★持ち込まれた検体は、食品として衛生上の安全が保証できないため、市で処分します。

【参考】

食品中の放射性物質に関する暫定規制値（Ｂｑ/ｋｇ）。

〈放射性セシウム〉

				新基準値（平成２４年４月１日から）
飲料水	２００		**飲料水**	**１０**
牛乳・乳製品	２００		**牛乳**	**５０**
野菜類	５００	⇒	**一般食品**	**１００**
穀類	５００		**乳児用食品**	**５０**
肉・卵・魚・その他	５００			